

公園等占用料一覧

種別		単位		金額(円)	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本	1月	1,856	
標識		同	同	1,100	
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	165	
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同	同	412	
	外径1メートル以上のもの	同	同	825	
電線	電線	同	同	137	
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	同	同	165
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同	同	412
		外径1メートル以上のもの	同	同	825
鉄塔		1平方メートル	同	1,375	
変圧塔		1箇所	同	1,375	
郵便差出箱又は信書便差出箱		同	同	550	
公衆電話所		同	同	1,375	
地下の占用物件		1平方メートル	同	地上露出部分	1,038
		1平方メートル	同	地下部分	412
高架の占用物件		同	同	687	
天体、気象又は土地観測施設		同	同	1,184	
写真撮影のための常時占用		撮影機1台	同	10,800	
写真撮影のための臨時的占用		1時間		1,912	
ロケーション		同		16,875	
その他の占用	競技会、集会	1平方メートル	1日	45	
	前記以外の場合	同	同	45	

備考

- 1 占用料を計算する場合において、その計算の基礎となる単位に端数があるときは、その端数を切り上げて計算して得た額を占用料の額とする。
- 2 占用期間の月数は、占用を始める日の属する月から占用が終わる日の属する日までの月数による。
- 3 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。